

1. 議事日程（令和4年第3回北広島町議会定例会）

令和4年9月26日
午前10時開議
於 議 場

日程第1	議案第79号	財産の交換について
日程第2	審 査 報 告	決算審査特別委員会の審査報告
日程第3	議案第53号	令和3年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	議案第54号	令和3年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	議案第55号	令和3年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	議案第56号	令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	議案第57号	令和3年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8	議案第58号	令和3年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9	議案第59号	令和3年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	議案第60号	令和3年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	議案第61号	令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	議案第62号	令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	議案第63号	令和3年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第14	議案第64号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第65号	北広島町大朝グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第66号	北広島町宿泊研修施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第67号	北広島町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第18	議案第68号	北広島町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例
日程第19	議案第69号	北広島町児童遊園設置及び管理条例を廃止する条例
日程第20	議案第70号	広島県水道広域連合企業団の設立について
日程第21	議案第71号	令和4年度北広島町一般会計補正予算（第5号）
日程第22	議案第72号	令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第73号	令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第74号	令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第25	議案第75号	令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第76号	令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）
日程第27	議案第77号	令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第28	議案第78号	令和4年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第29	議案第79号	財産の交換について
日程第30	発議第8号	北広島町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第31	発議第9号	「水田活用の直接支払交付金」の見直しの白紙化を求める意見書の提出について
日程第32		閉会中の継続調査申し出（1件）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	6番 山形しのぶ
7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳
10番 服部泰征	11番 宮本裕之	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	池田庄策
芸北支所長	榎原ナギサ	大朝支所長	沼田真路	豊平支所長	細川敏樹
危機管理課長	野上正宏	総務課長	川手秀則	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	矢部芳彦	税務課長	植田優香
町民課長	大畑紹子	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深
農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	中川克也	建設課長	竹下秀樹
上下水道課長	寺川浩郎	消防長	日田靖成	学校教育課長	植田伸二
生涯学習課長	小椿治之	会計管理者	細居治		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江

議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。クールビズの取組により暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。併せて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においてもマスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、議案の審議、採決となっております。発言を行う際もマスクをしたまま、質疑、答弁は要点のみ簡潔に行ってください。また、採決では、全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第79号 財産の交換について

○議長（湊俊文） 日程第1、議案第79号、財産の交換についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第79号につきまして概要を説明します。追加議案集の1ページをお願いします。議案第79号、財産の交換について説明します。本案は、町有地である旧新庄保育所及び新庄児童遊園用地並びに旧新庄小学校プール用地と学校法人広島県新庄学園所有の北広島町図書館用地を交換することに伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 議案第79号、財産の交換について、管財課よりご説明申し上げます。追加提出議案1ページをお願いします。1、交換に供する財産の表示でございます。2筆ございまして、1筆目は、所在地、北広島町新庄字住吉免590番1。地目、雑種地。地積、3872㎡。価格、1918万9000円。2筆目は、所在地、北広島町新庄字極楽之鼻3515番1。地目、雑種地。地積、1223㎡。価格、396万74円でございます。次に2、交換により取得する財産といたしまして、学校法人広島県新庄学園、持ち分100分の54の表示でございます。こちらは6筆ございまして、所在地につきましては、全て北広島町新庄字供免でございますので、以下は、同とし、地番のみ申し上げます。1筆目は、所在地、同1031番1。地目、宅地。地積、1076.57㎡。価格、880万2036円。2ページ目でございます。2筆目は、所在地、同1031番4。地目、宅地。地積、150.53㎡。価格、121万9142円。3筆目は、所在地、同1034番1。地目、宅地。地積、749.79㎡。価格、577万2633円。4筆目は、所在地、同1035番1。地目、宅地。地積、548.01㎡。価格、400万9241円。5筆目は、所在地、同1036番10。地目、学校用地。

地積、14㎡。価格、11万3274円。6筆目は、所在地、同1037番1。地目、宅地。地積、797.50㎡。価格、645万2572円でございます。次に3ページをお願いします。3、交換の相手先、広島県山県郡北広島町新庄848番地、学校法人広島県新庄学園理事長久枝直。4、交換差額の補足、交換差額は金銭で補足する。財産の交換に関する内訳は、以上でございます。なお、これは大朝グラウンド人工芝化に伴い、新庄学園の教育活動及び町のスポーツ推進、地域の活性化等を図るため、駐車場等の整備を想定し、学園及び地元要望に沿った扱いとして進めるものでございます。また、町といたしましても図書館用地が全て町有地となり、施設と土地の一体管理を図ることが可能となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後ほど審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 決算審査特別委員会の審査報告

○議長（湊俊文） 日程第2、決算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第53号、令和3年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第63号、令和3年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの決算認定関係11議案については、決算審査特別委員会で審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。決算審査特別委員会、佐々木委員長。

○決算審査特別委員長（佐々木正之） 令和4年9月26日、北広島町議会議長湊俊文様、決算審査特別委員会委員長佐々木正之。令和3年度北広島町各会計歳入歳出決算審査報告書。1、審査対象、議案第53号、令和3年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号、令和3年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号、令和3年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号、令和3年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号、令和3年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号、令和3年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号、令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号、令和3年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。2、審査期間、令和4年9月7日から9月20日。3、審査方法、令和4年9月6日、令和4年北広島町議会第3回定例会において決算審査特別委員会が設置され、令和3年度北広島町一般会計、9特別会計、水道事業会計利益の処分の及び決算認定についての11議案について審査付託があった。よって9月7日、決算状況について各課から説明を求め、16日、20日に委員会において審査を行った。審査は、各会計ごとに質疑全般、総括質疑、最後に本委員会としての採択を行った。4、審査結果 付託を受けた令和3年度北広島町決算認定関係11議案については、決算審査特別委員会として認定とすることを決定した。

なお、決算審査特別委員会での審査過程では、意見、要望等も出ているので、今後の事業執行及び令和5年度予算編成の中に反映されるよう強く要望する。令和3年度も引き続き第2次北広島町長期総合計画、第2期北広島町総合戦略を施策展開の基礎として予算編成が行われ、各種主要施策が展開された。町長施政方針としては、1、新型コロナウイルス感染症の対応、2、協働のまちづくり、3、スポーツによる地域活性化の取組の3つが示された。新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、各課とも様々な面から住民の安心・安全と地域課題の解決に向けた事業を実施し、持続可能なまちづくりに向けての努力が見える。令和3年度決算における健全化判断比率の実質公債費比率は13.7%と、前年より0.7ポイント、将来負担比率は57.3%で、12.5ポイント改善している。本町の財政状況については、第3次行政改革大綱に基づき、歳出の抑制等継続的に取り組まれている。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増による地方特例交付金の増に見られるように、各交付金が大幅に増額し、地方交付税も約5億円増額している。令和3年度の実質収支は昨年度と比べ3億4417万円増加しており、令和3年度においては、財政調整基金等の基金を取り崩すことなく、財政運営ができていますが、本町は依然厳しい財政状況にあることに変わりはなく、計画的な予算執行が望まれる。本委員会では、7日に主要施策の成果に関する調書を主体として、決算状況の説明を受けた。事業ごとに成果と課題を明確にして個別に記載されており、分かりやすいものとなった。16日、20日の本委員会において、歳入関係では、各会計とも不納欠損額及び収入未済額について多くの質疑が出されている。担当課ごとに努力も見られ、成果も上がってきているが、関係課とより一層の連携を図り、公正かつ公平な行政であるために、債務者の現況把握に努め、引き続き、きめ細やかな債権回収の取組を求める。また、地方特別交付金、地方交付税などの増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などについての質疑があった。歳出関係では、お試し住宅、新規定住促進事業、遊び場創生事業、民生委員児童委員及び人権擁護委員、元気づくり推進事業、地域づくりセンター事業、キャッシュレス推進事業、観光プロモーション事業、住宅管理事業、道路新設改良事業、吉川氏城館跡再整備事業、地元高校支援、情報基盤整備事業など多くの質疑が行われた。近年、立て続けに発生する自然災害、いまだに収束しない新型コロナウイルス感染症への対応を継続しながらも、行政にはさらなる住民の安心・安全の向上、福祉サービスの充実、定住と雇用の促進が求められていることはいうまでもない。本委員会での審査過程の意見等を認識され、少子高齢化、人口減少が進む中で、課題解決へ向けて、限られた財源で最大の効果を上げられるよう、町長をはじめ職員一丸となって強い責任感とスピード感をもって事務執行に当たられるよう求めて報告とする。

○議長（湊俊文） これで委員長の報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第53号 令和3年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第3、議案第53号、令和3年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。最初に反対討論を許します。反対討論はあ

りませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第53号、令和3年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定に対し、反対討論を行います。反対する第一の理由は、まちづくりセンターの維持管理費と利用料についてです。旧中央公民館の維持管理費は約720万円でしたが、まちづくりセンターのランニングコストは、新型コロナで休館となった期間があったにもかかわらず、令和3年度決算では約2700万円で、旧中央公民館の3.7倍と、当初予算の反対討論で指摘したランニングコストが約2倍になるのではとの指摘を大きく上回りました。このような維持管理費がかかる大型の箱物は、これから住民の重い負担になるからです。また利用料は1.3倍から2.4倍となり、サークルなど利用者から、高過ぎる、30分単位にしてほしいと要望が出ていますが、聞き入れられないからです。第2の理由は、繰越明許となった千代田地域南方の北ホテルの法面崩壊復旧工事費756万8000円です。この工事については、町に責任はなく、管理責任を怠ったJ.U.中古車販売商工組合が負担すべきと指摘してきましたが、町は、災害と判断し、所有者である町に責任があると工事を進めています。町の言うとおりになら保険会社も調査をやめるはずですが、しかしいまだに結論を出さず、調査しているとのことで、町の判断はいまだに確定されていません。そのため、法面崩壊復旧工事費756万8000円は適切でなく、認めることはできません。第3の理由は、F.T.T.H.化光ケーブル事業のために新型コロナ感染拡大防止のための臨時交付金の半分以上をつぎ込んだからです。民設民営化に向けた総事業費が8億6600万円減額となった関係で、国費は4億5800万円減、町負担も4億979万円減額となりました。その町負担の財源についてですが、県補助金2億4300万円が新たに措置されたにもかかわらず、国のコロナ臨時交付金を当初2億6500万円に加え、3億4020万円も増額し、6億5207万円もつぎ込み、逆に既に財源として確保していた過疎債を9億9400万円減額しました。その結果、本来の趣旨である暮らしと営業、医療を守るための新型コロナ臨時交付金の半分以上をF.T.T.H.化事業に回したからです。なお、この臨時交付金を繰り出した令和3年度情報基盤整備事業特別会計決算にも反対することを述べておきます。第4の理由は、文化財保護管理事業の飾り牛保存会補助金です。当初予算は11万5000円でしたが、決算では5万円になり、6万5000円削減されました。その理由は、イベントがなかったからとのことですが、この補助金の目的は、飾り牛を飼育、調教し、鞍の改修などに対するものであり、もともと11万5000円では、とても足りる金額ではありません。にもかかわらず、その目的を逸脱し、一方的に削減することはとても認められません。第5の理由は、解放団体補助金47万円です。これまで一貫して、特別扱いはやめ、必要なら一般行政に移すべきと指摘し、反対してきました。以上、主な理由で一般会計決算の認定に反対いたします。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） 次に、賛成討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第53号、令和3年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第54号 令和3年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（湊俊文） 日程第4、議案第54号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。7番、美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第54号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対し、反対討論を行います。令和3年度の国保会計は、県単位化に伴う激変緩和措置期間の3年目の改定です。広島県の保険料率の統一化は、繰り返し指摘しているように、全国でも少数ですが、都市部と中山間地域では医療環境が異なっており、保険料統一化するなら、産科、耳鼻科、皮膚科などを含め、どこでも平等に医療が受けられる医療環境を先に整備すべきです。さらに元気づくり事業や健康診査などで病気にならないよう努力し、医療給付費を抑えることができても県から交付金が交付されることもなく、保険料には反映しないことも明らかになってきました。そのため、高過ぎる国保税がますます高くなります。令和3年度の滞納繰越分の納入は2割にとどまり、5790万円にもなり、不納欠損も前年と比べ170万円も増えています。収入の1割にも上る国保税が払いたくても払えなくなり、本来、命と健康を守るべき国保が住民の暮らしを苦しめているからです。以上を主な理由として反対いたします。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第54号、令和3年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第55号 令和3年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（湊俊文） 日程第5、議案第55号、令和3年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第55号、令和3年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第56号 令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第56号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第56号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第57号 令和3年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第57号、令和3年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第57号、令和3年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第58号 令和3年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第8、議案第58号、令和3年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第58号、令和3年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第59号 令和3年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第9、議案第59号、令和3年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案につい



て委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。  
(起立全員)

- 議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第59号、令和3年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第60号 令和3年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長(湊俊文) 日程第10、議案第60号、令和3年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

- 議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第60号、令和3年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第61号 令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長(湊俊文) 日程第11、議案第61号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。(起立多数)

- 議長(湊俊文) 起立多数です。したがって、議案第61号、令和3年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第62号 令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長(湊俊文) 日程第12、議案第62号、令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。7番、美濃議員。

- 7番(美濃孝二) 7番、美濃孝二です。議案第62号、令和3年度北広島町後期高齢者医療特

別会計歳入歳出決算の認定に対し、反対討論を行います。保険料のほとんどは少ない年金から天引きされるため、未収や滞納はありませんが、天引きできない少額の年金受給者の滞納が生じています。県の広域連合業務課長の話では、特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している場合、市町の判断で預貯金、不動産の差押などの滞納処分が行われているとのことで、全県的な差押件数は、平成30年度475件で、8年前の2010年129件より346件増え、3.7倍にもなっています。県医療介護保険課が調べた令和元年度の資料では、県内の北広島町を除く8町では、滞納被保険者数が数十件あっても差押件数はゼロ件か1件です。ところが北広島町は、32件の滞納者に対し、差押えは7件と突出しています。このように北広島町では、生活が苦しく保険料が払えない年金生活の後期高齢者から無慈悲に差押を行っているのです。また、私はこの間繰り返し、75歳という年齢で区別し、後期高齢者の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料の値上げに直結しており、露骨な受診抑制をもたらす最悪の医療制度と指摘し、毎年の予算、決算に対して反対し、制度の廃止を求めてきました。よって、この令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計決算の認定に反対します。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第62号、令和3年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第63号 令和3年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第13、議案第63号、令和3年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は原案可決及び認定です。委員長の報告のとおり原案可決及び認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第63号、令和3年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり、原案可決及び認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第64号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第14、議案第64号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第64号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第65号 北広島町大朝グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第15、議案第65号、北広島町大朝グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。この条例の改正案の中で、第10条の2項であります。指定管理者が認めた時は、後納することができるというふうに改定後でうたわれておりますが、この後納することができるというのは、概ねどのぐらいのことを言っているのか。それから使用料も金額がいろいろと書かれておりますが、これは指定管理のところが管理されるんでありましようが、それは指定管理者が新庄学園だろうというふうに思いますが、新庄学園が使用する際の使用料は、この中のどれに当たりますか。お答えください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） まず最初の後納の考え方なんですけども、後納というのは、使用後に納付するという単純な解釈で結構かと思えます。それから当該グラウンドにつきましては、町内の学校が授業等で使用する場合は無償ということにしております。学園が使用する場合は授業等であれば無償ということになるかと思えます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 後納という解釈であります。使用後に徴収するということではありますが、その使用日が学園が休みの時には速やかにということにはならないと思えますが、その考え方はどうなりますか、2日後とか3日後とかいうことも後納に当たりますか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 休日等で徴収が不可能な場合は、その後の平日で納付ということも可能かと思えます。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第65号、北広島町大朝グラウンド設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第66号 北広島町宿泊研修施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第16、議案第66号、北広島町宿泊研修施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。確認をいたしますが、この宿泊研修施設はアザレアで、値上げの理由は、ほかの施設に合わせるということでしょうか、また、その理由としてほかにはないのか伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 対象施設はアザレア千代田でございます。理由につきましては、他の施設に合わせるというよりも、平成26年度に料金改定をされて、それ以降されておりません。現在の料金自体が条例の満額になっておりますので、昨今の物価高とか現状の価格の水準に合わせて経営が成り立つような料金体系をしていただくために今回条例改正で料金を改定するものでございます。ほかの理由としては特にございません。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。議案第66号、宿泊研修施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。千代田や大朝地域の温泉施設が次々と廃業し、入浴できる施設がなくなる中、アザレアの日帰り温泉は気軽に利用できる数少ない大衆浴場として多くの方に歓迎され、利用されています。にもかかわらず、条例の上限が400円だと。これ以上上げられないとか、物価高ともいう理由で1.5倍にも引き上げることは、異常な諸物価高で暮らしが厳しくなっている中、とても認められるものではありません。よって、この値上げ条例に反対します。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） ほかに討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第66号、北広島町宿泊研修施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第67号 北広島町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第17、議案第67号、北広島町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。3番、敷本議員。

○3番（敷本弘美） 3番、敷本弘美でございます。議案第67号のサテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の第9条の施設及び使用料から3点お伺いをいたします。施設名、貸出しオフィス、1か月の使用料は1室当たり3万5000円、お試しオフィスの使用料は無料、また多目的スペースの使用料も無料と書かれております。その他施設は別

途使用者と協議の上決定をするとあります。まず、その他施設とは、このオフィス内のどこに当たるのか。また、次にその他施設の時間使用料は、別途使用者と協議の上決定するとあります。現在、未使用の部屋の中で、整備が必要な場合は、その費用というのは、町が負担をし貸出しをするのか。3点目に、サテライトオフィスがある地元川戸地域の皆様がこのサテライトオフィス内の見学をさせていただいた時、正面入って中央、すぐに図書スペースがそのまま残っており、子どもたちの長期休暇の時に利用ができたらとの声を伺いました。利用することは可能かどうかをこの3点お聞きをいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） その他施設につきましては、施設と言いましても、旧校舎の建物内の各部屋、今回サテライトオフィスとして貸出しをする所以外の所というふうに解釈をしていただければと思います。具体的には音楽室であったり、保健室もありますし、その他家庭科室とかいう所がございます。ただ、図工室につきましては、現在町のほうで倉庫として、その施設内にあります机とかいう物を収納しておりますので、そこについては、現在は町の倉庫として使えないということにしております。それから、その他施設のお使いになられるのに改修が必要な場合ということでございますけれども、今現在につきましては、現状の形でお使いいただく。机、椅子、パソコンとか、そういった物が必要であれば、それぞれ利用者で準備をしていただいております。それから図書スペースにつきましては、現在、サテライトオフィス、旧川迫小学校自体が全館サテライトオフィスとしての活用ということにしておりますので、今現在では地域の方のご利用については考えておりません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） まず、施設の整備、整備をしないといけない所というのは、今現在、現状のままでないということです。今後、貸出しをする時に、どうしても整備が必要な場合は、それは町が負担をして整備をされるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 基本的にサテライトオフィス、お試しオフィスの所については、町のほうで整備をさせていただきましたけれども、それ以外のサテライトオフィスにつきましては、部屋をお貸しするということであって、物品とか備品等につきましては、それぞれお使いいただく事業者の方に準備をしていただいております。町のほうで整備をするということは今現在考えておりません。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。条例改正後の使用許可の取消し等という項目がありますけれども、8条の5であります。納付期限までに使用料の納付がない時に使用許可の取消しができるということだろうと思いますが、滞納が想定できるということではありますが、条文のとおり使用許可の取消しというのが本当にできるというふうには理解できませんか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 条例上では使用期限までに使用料の納付がない時には取消し、または退去を命ずることができるということにさせていただきます。これに基づいた要綱を作成をいたしまして、それによって、どれぐらいの滞納とかいうようなところも決めていくよ

うに考えておりますけども、条例上こういうふうにさせていただいて、使用料の納付がない時につきましては、退去、または許可の取消しをさせていただくというふうに考えております。できないできるというよりも、させていただかなければいけないというふうに思います。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 条例をつくらないと物事ができんし、それから要綱つくって、段階的に手続を取りながら進めていくということは理解できますが、お願いをして、払ってくださいというようなことではいけないはずですし、それから借りとするほうの権利があるから、それは、もうちょっと待ってくれやというような話になっても困るがなという、こういう例があるホテルで、この町にはあったんじゃないのかなと思ったから、そこのところ確認したかったんですけど、いかがですか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 前例等がいろいろとあるというふうに私も若干認識はさせていただいております。そうは言いましても、町の施設として、それをお貸ししてお使いいただくというのでございますので、決まり事については、ちゃんと守っていただいて、使っていただくということを条件にお貸しをするということで対応していきたいと思っております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第67号、北広島町サテライトオフィス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第68号 北広島町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第18、議案第68号、北広島町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾であります。この町営住宅は大朝地域であります。昭和の48年築で、最後に退去された方が平成30年に退去ということをお聞きしております。平成30年の退去でありますから、いくら古いといっても、トイレは水洗トイレになってたのかなというのをちょっとお聞きしたいということで質疑に加わりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 建設課からお答えします。当該の大塚住宅でございますけども、水道配水区域、下水道の処理区域外でございます。簡易水洗ではございましたけども、いわゆるポットン便所でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。(起立全員)

○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第68号、北広島町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第69号 北広島町児童遊園設置及び管理条例を廃止する条例

○議長(湊俊文) 日程第19、議案第69号、北広島町児童遊園設置及び管理条例を廃止する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。(起立全員)

○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第69号、北広島町児童遊園設置及び管理条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第70号 広島県水道広域連合企業団の設立について

○議長(湊俊文) 日程第20、議案第70号、広島県水道広域連合企業団の設立についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、美濃議員。

○7番(美濃孝二) 7番、美濃です。確認します。条例第20条の企業団の財務の第2項、(1)、(2)の当該構成団体を給水区域とする水道事業の経営に関する事務の経理に対し、10分の10について伺います。広域連携のメリットは、広域部分について国の交付金が充当されますが、管路更新など、その他の経費は北広島町の負担になるのか。また、ほかにどのようなものがあるのか伺います。

○議長(湊俊文) 上下水道課長。

○上下水道課長(寺川浩郎) ご質問の水道管路の整備につきましては、広域事業団になりましても北広島町の責任で整備をしていくということになります。整備に当たりましては、耐震化等の交付金が利用できれば、そういった交付金を活用して整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(湊俊文) 美濃議員。

○7番(美濃孝二) 旧簡易水道起債の償還終了後、一般会計からの繰入れは半分の1億円などとのことですが、他市町で1億円も繰り入れてる所があるか、伺います。

○議長(湊俊文) 上下水道課長。

○上下水道課長(寺川浩郎) 参画を予定しております他市町からの繰入金金の状況については、今手元に資料を持ち合わせておりませんが、ほとんどの参画市町で一般会計からの繰入れを行わないと事業が成り立たないということで、繰入れがされているというふうに認識をしているところでございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 繰入れはする予定なのですが、1億円もというのがあれなんで、後で資料お願いします。今後、水道企業団議会での議論を通じて一般会計からの繰入れ等を変更、今考えている、予定していることについての変更等見直しはできるのか伺います。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 現在お示しをさせていただいております一般会計からの繰入金につきましては、あくまでも企業団、事業を進めていく中での40年を見据えたシミュレーションでございます。今後企業団による事業開始によって、水道事業の経営状態を見極める中で、当然安定的な経営ができるのであれば、繰入金の見直しは考えられるというふうに思います。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第70号、広島県水道広域連合企業団の設立については、原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩します。11時15分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 4分 休憩

午前 11時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第71号 令和4年度北広島町一般会計補正予算（第5号）

○議長（湊俊文） 再開します。日程第21、議案第71号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第5号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第71号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第72号 令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第22、議案第72号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予



算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第72号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第73号 令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第23、議案第73号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第73号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第74号 令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第24、議案第74号、令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第74号、令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第75号 令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（湊俊文） 日程第25、議案第75号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第75号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第76号 令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第26、議案第76号、令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第76号、令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第77号 令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第27、議案第77号、令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第77号、令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第78号 令和4年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第28、議案第78号、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第78号、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 29 議案第 79 号 財産の交換について

- 議長（湊俊文） 日程第 29、議案第 79 号、財産の交換についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第 79 号、財産の交換については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 30 発議第 8 号 北広島町議会会議規則の一部を改正する規則について

- 議長（湊俊文） 日程第 30、発議第 8 号、北広島町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。本案について提案説明を求めます。6 番、山形議員。
- 6 番（山形しのぶ） 6 番、山形しのぶです。発議第 8 号、令和 4 年 9 月 26 日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員山形しのぶ、賛成者、北広島町議会議員敷本弘美。北広島町議会会議規則の一部を改正する規則。標記の議案を次のとおり地方自治法第 112 条及び北広島町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。次をご覧ください。北広島町議会規則の一部を改正する規則でございます。北広島町議会会議規則の一部を次のように改正をします。次の表中、下線部、太線の表示部分でございます。こちらについて、次のとおりいたします。（1）改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。（2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。（3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えるというものです。改正前、改正後といたしまして、議員が議案を提出するに当たっては 2 人以上の賛成がなければならない。また、第 14 条の 2、所定の賛成者とともに連署してという部分もでございます。第 17 条、法第 115 条の 3 の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2 人以上の者の発議にならなければならないといった部分でございます。こちらの提案理由についてです。北広島町議会定数条例の改正により、議員定数が 12 人となったことによりまして、北広島町議会会議規則の見直しが必要となったため、北広島町議会会議規則の一部を改正する規則を提案するものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これで提案説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第 8 号、北広島町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

日程第31 発議第9号 水田活用の直接支払交付金の見直しの白紙化を求める意見書の提出  
について

○議長（湊俊文） 日程第31、発議第9号、水田活用の直接支払交付金の見直しの白紙化を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局（三宅克江） 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの白紙化を求める意見書

（案）。農業・農村を取り巻く環境は、農業者の高齢化による減少、担い手確保の課題、輸入農産物への依存等で大変厳しい状況にある。本町において、第1次産業は地域を支える産業であり、中山間地域という環境の中にあつて、その深刻さは予断を許さない状況である。こうした中、政府は、主食用米から他作物への作付転換を支援する水田活用の直接支払交付金の見直しを行い、令和4年度から5年間に一度も水を張らない農地については、令和9年度以降、交付対象から除外するとの方針を示した。交付対象水田の扱いについて、生産現場では、農地の集積・集約を進めながら、地域農業の維持、継続に取り組んできた。見直しによって、交付対象から除外される農地が生じることにより、転作に協力してきた農業者への打撃は計り知れず、見直しは農地の維持が困難となり、耕作放棄地の増加、条件不利地の離農を促進するものである。また、同時に示された永年性作物に対する戦略作物助成の単価見直しについては、現在海外からの輸入乾燥牧草の高騰が続いている中で、令和4年度からの運用は余りにも性急であり、関係農業者は混乱をしている。今後の農業経営の見通しや計画が立てられないなど、農業者や関係団体からは説明不足という声や今後の経営に関する不安の声が出ている。見直しが実施されれば、今後の地域農業・農村の持続的発展に深刻な影響を与えることを懸念している。については、地域農業における生産振興の実態と生産現場の意見を踏まえた政策となるよう、国に対して下記事項について強く要望する。記、水田活用の直接支払交付金の見直しについて、白紙化すること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。  
2番、伊藤立真議員。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。発議第9号、令和4年9月26日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員伊藤立真。賛成者、北広島町議会議員亀岡純一、賛成者、北広島町議会議員敷本弘美。賛成者、北広島町議会議員佐々木正之。賛成者、北広島町議会議員伊藤淳。水田活用の直接支払交付金の見直しの白紙化を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。1枚めくっていただいて、趣旨をご覧ください。趣旨、本町において、第1次産業は地域を支える産業である。中山間地域という環境の中にあつて、今般の水田活用の直接支払交付金制度の見直しは、交付対象から除外される農地が生じるものであり、転作に協力してきた農業者への打撃は計り知れず、農地の維持が困難となり、耕作放棄地の増加、条件不利地の離農を促進するものである。見直しが実施されれば、今後の地域農業、農村の持続的発展に深刻な影響を与えることを強く懸念することから提出するものです。議員各位のご賛同をよろしくお願ひします。

- 議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第9号、水田活用の直接支払交付金の見直しの白紙化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 閉会中の継続調査の申し出（1件）

- 議長（湊俊文） 日程第32、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。お手元に配付のとおり、中山間地域対策特別委員会委員長より、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。お諮りします。中山間地域対策特別委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、中山間地域対策特別委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。以上で、本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 9月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。9月6日の開会から本日までの21日間、議員の皆様におかれましては終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。今後とも町行政の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。会期中には大型で強い勢力の台風14号が日本列島を縦断しました。速度が遅いため、風や雨の影響は長く広い範囲に及びましたが、幸いにも本町では大きな被害報告もなく、安堵したところであります。また、これまでで最大となった新型コロナ第7波も収束に向かっていく状況ですが、ウイズコロナの時代を町民の皆様の生命と健康、暮らしを守ることを第一に町政運営に取り組んでまいります。時節柄、議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、より一層のご健勝を祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。
- 議長（湊俊文） 閉会に当たり、一言申し上げます。9月定例会は決算議会と称され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で開会しました本定例会でしたが、非常に中身の濃い審議の後、全ての会計の決算を認定されまして、無事に閉会することとなりました。議員、執行部の皆様、大変ご苦労さまでした。食欲の秋、スポーツの秋です。また、地域行事も徐々に再開されます。議員各位におかれましては、無理は禁物、お体を十分ご自愛の上、議会活動にご精励されることをお願いいたします。また、行政におかれましては、今会期中に出されました議員の意見、要望等を町政に反映していただくよう、切に願っております。結びに、町民の皆様におかれましては、今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努められますことをお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。以上で、令和4年第3回北広島町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 39分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~